

第67回（平成30年度第1回）さいたま市男女共同参画推進協議会会議録

- 1 日 時 平成30年5月25日（金）15時00分～17時15分
- 2 会 場 さいたま市男女共同参画推進センター 会議室3
- 3 出席者 【委 員】 田代会長、飯島委員、吉田委員、猪木委員、白石委員、丸林委員、森田委員、若生委員、宇田委員、鈴木委員、中山委員、南委員、宮嶋委員、神田委員
- 【事務局】 佐藤男女共同参画課長
渡辺男女共同参画課副参事
山口企画推進係長、沼田主任、久保池主事、梶間臨時職員
- 4 欠席者 【委 員】 中邨委員、堀越委員、川口委員、田中委員、栗原委員、加藤委員

5 会議の詳細

1 開 会	15時00分、第67回（平成30年度第1回）さいたま市男女共同参画推進協議会を開会
定足数確認	（事務局） 本協議会委員総数20名のうち本日は12名の出席により、本協議会規則第3条第2項に規定する委員の過半数を満たしていることを確認した。（最終14名出席）
傍聴確認	（事務局） 本会議の傍聴人は0名であることを確認した。
2 委員及び事務局 職員の紹介	神田部長からの挨拶、事務局職員の紹介を行った。
部長あいさつ 市職員の紹介 資料の確認	配付資料について、不足がないかを確認した。

<p>3 会長あいさつ</p>	<p>(田代会長)</p> <p>先日は皆様のご尽力により答申を出すことができ、本当にうれしく思う。この答申から第4次の具体的なプランへ、そして、今回は最終の外部評価ということで大きな仕事が残っている。毎回、確認しているが、単なる女性差別を解消するためだけの男女共同参画ではなく、貧困、外国人差別、障害者差別等、複合的なマイノリティの方も大勢いる中で、そのような方も含み込むような過ごしやすいまちづくりを推進するのが、さいたま市のこのプランだと思う。そのようなことも目を向けて、答申を現実のものにしていけるよう私も努力していきたいと思う。皆様のご意見を吸い上げて、形にしていけるように努力したいと思うのでご協力をお願いしたい。</p>
<p>4 議題</p> <p>(1) 協議事項</p> <p>①平成30年度外部評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過の説明 ・ヒアリング方法の説明 	<p>(事務局)</p> <p>協議事項①「平成30年度外部評価について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過の説明 ・ヒアリング方法の説明 <p>(田代会長)</p> <p>昨年度、何件のヒアリングを行ったのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>昨年度は、10事業で6課にまたがり、質問項目は13項目であった。今回は今質問が出ている段階で14事業あり、11課にまたがっている。21項、事業数では21事業、複数課にまたがっている。質問数は27出ている。そのあたりを精査いただき、次回のヒアリングは時間が大体1時間半で、1事業10分くらいで結果発表となると思う。そのような予定で実施するので、よろしくをお願いしたい。</p> <p>(田代会長)</p> <p>次回の協議会において、実施するヒアリング事業及び項目を選定するというので、今回、ヒアリングを希望する事業とご意見等があればお願いしたい。</p>

(鈴木委員)

1－4の資料の170番③に回答として、2行目から人事担当課長が問題の内容または状況から判断して、問題があれば、ハラスメント苦情処理委員会に出すとなっている。これは人事担当課長1人がハラスメントを問題があるかないか、決めているのか。件数にもよるが、全てハラスメント苦情処理委員会に挙げた方がよいと思う。

(田代会長)

170番の③に関して、私もセクハラ相談員等はいないのかと思った。

自分の質問への回答に対して、納得がいけない等があれば発言していただければと思う。

(鈴木委員)

先ほどのハラスメントの関係で170の2段落目のところに「効果測定はしますか。」というところで、「効果測定はしません。」というだけで終わっている。質問者は効果測定の有無のみを聞いているわけではなく、そのような制度や実施予定があるかということを知っている。今後、どのように取り組んでいくのか、そのようなどころまで答えていただければと思う。

(宮嶋委員)

外部評価をするところについて、これは各部局がこのようなことをしようと計画して、その計画通りに実行できた、できなかった、その度合いを評価するところで留まればよいのか、それともその結果、予定したことを行った結果、さいたま市の男女共同参画全体に対して、どのような効果があったというところまで含めるの外部評価なのか、どちらになるのか。もし、前者であれば、効果測定はしなくてもよいのではと思う。後者の行った結果でどのような効果があったというところまで含めるのならば、何らかの効果測定をした方がよろしいかと思うが、どちらになるか。

(事務局)

これまで、内部評価において庁内でそのような実施状況の評価を行っていたが、委員等からご意見をいただき、その後、外部評

価でご意見をいただき、とりまとめている。外部評価が終わった後もいただいた意見を担当課に再度、回答を求め、委員にお示ししている。そのような意味では外部評価でご指摘をいただき、再度、取り組みが進められるような、そのような仕組みのかたちになっている。

(田代会長)

補足であるが、自己評価において、例えば今年の結果を踏まえ、来年はどのように取り組むのかという点も含めて、評価をする。単純な数値目標を挙げて、それが達成できたかではなく、さいたま市の男女共同参画にしっかりと向かっているのかという点を私たちは点検する必要がある。そのような意味で、今後の取り組みのところについて意見をお願いしたい。

(宮嶋委員)

確かにやりまただけではなく、その後、本当に効果があったのかどうか、何らかの効果を計ることを検討いただいた方がよいかと思う。

(中山委員)

回答で必ずしも十分ではないと思われるものについて、お聞かせいただきたい。資料1-4の2ページ目、170市役所における防止体制のところである。この質問の「②課長級以上を対象としたセミナーを開催された」とあるが、それ以外の職員に対しては、「人事の手引き」の配付以上の研修等は実施されないのか、という質問に対して、「日常の指導でまかなっている」ということを回答でいただいている。セクシュアル・ハラスメントという概念が確立した当時、対価型セクハラ、また環境型セクハラ、これは地位の上下、その職制におけるものであるが、それを背景としてなされるという理解が一般的だったので、このような研修のあり方は非常に大事だと思う。しかしながら、昨今のセクシュアル・ハラスメントの状況を考えた場合、一般職員に対して、このあたりの手引きを配布し、後は日常的に見ていますというかたちで果たして、十分なのか、具体的な研修というものがなされているのであれば、示していただきたい。この回答に対しては更に質問を試みたいと考えている。

もう1点、これは全体に関わることであるが、本日の資料で配布された、事業の取組状況の記入例についてである。ここを見て、このようなことはどういうことですかという形で私たちは質問を挙げた。この男女共同参画の指定複数選択可という部分があるが、これについて教えていただきたい。平成28年度の取組状況とここに書かれているこの状況を評価するにあたって、男女共同参画の視点というものを背景において考える。この評価項目Aの「企画実施にあたり男女が対等に意見を出し合った」というところを疑問に思う。まず1点目、これは例えばある事業所管課がAという施策を実施して、それについての評価をするというよりもAという施策をどのように立案したのか、その前の段階に関わることになる。ここでの内部評価とは進捗状況に関する評価であると明記されているので、ここを達成としているのではないかという印象があった。

2点目は、男女が対等に意見を出し合ったということを男女共同参画の評価の観点として、視点として、取り上げることが妥当なのかどうかである。男女が対等に意見を出し合うことは、中学校のホームルームあたりで行いなさい、という形で先生が指導するような内容にも見える。これがここに独立した項目として、挙げられている意味があれば、教えていただきたい。

私が今、申し上げたのは、第1点として、この研修のあり方、手引きの配布以外に一般職員についての研修があれば、それもヒアリングで取り上げたい。もう1つは、男女共同参画の視点のAに関して、若干の違和感があったので可能であれば説明いただきたい、という2点である。

(田代会長)

1点目はヒアリングの項目として、取り上げる。2点目は貴重な意見であるが、第3次プランの項目や評価方法はすでに決定された事項であり、第3次プランの間は一貫して、これで行うことになっている。次の第4次プランの評価のときにしっかりと議論できればと思う。

(中山委員)

議長が仮に関わられたのであれば、この評価基準のAというものの意義は議長としてはどのようにお考えか。

(田代会長)

この項目の決定の際の議論には関わっていないと思う。

(事務局)

平成26年度の協議会で評価の方向等を決定したと記録に残っていたと記憶している。

(吉田委員)

何年前か。4年前になるか。

(田代会長)

単純に男女が参画していればよいというものではなく、対等に意見が出し合えたのかなど、男女共同参画の趣旨を評価するためにこのような項目があるという想像はできる。

(吉田委員)

最初の段階で参加していた記憶はないが、この議論に私が関与した記憶がある。以前、Dが存在していなかったと記憶している。議論の中でDがようやく出てきたのだと思う。Aについては私も改善点があると思う。理由は中山委員から今いただいたこととほぼ同様の理由である。そのような内部評価によって、Aしか挙げられていない項目がいくつか存在している。そこは結局AしかないということはBもCもDもないということだと言われかねない。そうすると、男女共同参画に関連する施策と言えるのかどうかという問題か、評価のそもそもの問題なのかもしれないが、そのような疑問も出かねない状況だと思っている。それを市がなさっていないのであれば、別の何かの施策として、立ち上げていただくことになるかと思う。

(田代会長)

Aだけが問題なのかというと、他にもいろいろあるかもしれない。評価項目の問題は、非常に大切なことではあるが、今回はこれを前提に議論しなければならない。今日は特にヒアリング項目を決定しなければいけないことと、第4次プランのこともある。継続審議としたいが、いかがか。

(中山委員)

そのようなかたちで進めていただければよいと思う。評価項目はさいたま市が挙げるものとしては違和感があるので、是非ご検討願いたい。吉田委員がおっしゃったことを私も全く同じに思う。この調査票を提出する際に文言を書いているので読み上げさせていただきたい。同じくAは企画実施にあたり、「男女が対等に意見を出し合ったこと」を意味するとされているが、これは事業の実績ではなく、立案過程に関することで外部評価のポイントには不向きと考える。また、その内容はさいたま市が掲げるものとして、あまりにも初歩的すぎるので、このAのみを視点に選んでいる事業を対象から外した。このような違和感が私は非常に強かったのでAだけを視点に挙げて、内部評価としているものについては考え方が違うということで私はそもそも対象から外している。それくらい、大きな問題に私には思う。今、議長がおっしゃったように検討課題としていただければよいと思う。

(田代会長)

引き続き、ヒアリング項目について、ご意見がある方はお願いしたい。

(吉田委員)

Aだけになってしまう理由はもう1つ問題あり、BCが男女それぞれに効果がないとBCが選ばないということがある。一方の性別だけを対象にした事業であると、Bしか選ばないという問題もあると思う。

(鈴木委員)

ハラスメントのところで人事が出てくるところに、ハラスメントが発生したときに相談から解決までの流れのようなフロー等があるのかどうかを確認させていただきたい。

ハラスメント苦情処理委員会と人事委員会と2つあると思う。人事委員会は、任命権者から独立した中立的な立場の機関ということであるが、こちらの違いがよく分からない。ハラスメント苦情処理委員会は中立した立場の委員会ではないのかと思ってしまう。なぜ2つに分けているのか。本当に中立的な機関として、機能しているのか。

なお、任命権者から独立した中立的機関が人事委員会となっているが、人事委員会は、人事から報酬をもらっている方たちが担当しているので、中立的な機関として、本当に成り立っているのか疑問に思う。もし、問題があれば、労働者側の見方、中立的な立場で本当に処理ができているのか。そのあたりの違いも当日、教えていただきたい。

(中山委員)

今の件についてであるが、人事委員会の性格は今、事務局の方で答えられるのではないか。今、指摘されたようなご心配は、このような理由で及びませんということも答えられるのではないかと思う。人事委員会はしっかりと正確に設置されているものであるから、説明は容易だと思う。

(田代会長)

評価を見て気になることは聞いてみてもよろしいかと思う。

(中山委員)

了解した。

(飯島委員)

いくつか質問をした中でもう一度、聞きたいものが3つある。その2つが悩ましく、どう質問をすれば、答えが適切に返ってくるのかが分からないので皆さんにご意見をいただきたい。

175、3ページの学校等における人権教育の推進、2つともである。1つは人権教育推進室として、人権教育の推進について、人権問題についても取り組みを行っていて、男女共同参画について、どのようなことを行っているのかはおそらく標語くらいしか分からない。また、学校人権教育研修会を39回開催したと書かれている。人権教育推進の取り組み状況とその中の男女共同参画に関する取り組みを具体的に教えてくださいと書いたが、答えが男女共同参画のところに女性としか書いていない。「女性」に関わる人権課題とはどのようなことか。後は社会科を中心として等、具体的なことがよく分からないと思う。学校人権教育研修会の中身に男女共同参画に関わる内容がどのようなものを実施しているかを聞けばよいか。この人権教育推進室の取り組みとし

て、男女共同参画で女性への暴力も含めたことについて、どのように捉えて、それを特に学校教育の中で教職員等にどのような研修を行うかということは非常に大事だと思うので、もう少し具体的に訊きたいと思う。

もう1つは高等看護学院について、「性別にとらわれることのない看護教育が実践できた」と書かれている。看護に関しては性別に考慮した上での教育は非常に大事であると思う。

その前にお聞きしたいことは高等看護学院に対しての取り組み、ここに挙げられているのはどのような取り組みが必要ということが前提で項目に挙げられているのか、ということを経務局の方に伺いたい。生徒の看護学校、教職員に対してなのか、看護をするときに介護を受ける側からセクシュアル・ハラスメントを受けていることもあると思う。介護に関わる性別のことに関して、学習させることが非常に大事だと思う。何が必要でここに項目を設けたのかを訊きたい。

もう1つは179、4ページの多様な被害者への配慮で、一番下に外国人のための生活相談がある。外国人の生活相談の中でDV等非常に多いと思う。どのくらいあったか尋ねたところ、「項目で分けていないので分からない」、と書いてある。男女共同参画のプランの中に入るとすれば、ジェンダーに関わる相談がどの程度なのかをすくい上げないといけないと思う。そのあたりを訊いてみたい。

(田代会長)

DVの相談内容の分類項目にないということか。

(飯島委員)

生活相談に関しては、外国人市民の日常生活における問題解決を支援するために相談を受けている窓口だと思う。そのうち、このジェンダーに関わるDV等、本当は潜在的に多いと思うが、それがどれくらいあるかを整理しなければいけないと思う。「住居、医療・福祉・年金というジャンルで集計しているため詳細な内容については把握していない、39件のうち、DV等分からない。」と答えているので、区分け等で詳しく調べないといけないのではないか。

	<p>(田代会長) 分からないではなくて、もう少し見ていかなければいけないのではないということか。</p> <p>(飯島委員) 分からなかったら、違うやり方で見ていかなければいけないのではないかと思う。</p> <p>(田代会長) 最初の 175 のところの質問に関しては、高等看護学院については私も疑問がある。</p> <p>(飯島委員) 何を期待して、この項目を立てたのか。性別をしっかりと意識した教育が非常に必要だと思う。</p> <p>(田代会長) 元々、所管課が3つになっていて、そこから回答が来て、それに対しての質問である。</p> <p>(飯島委員) これを所管とした理由である。</p> <p>(田代会長) それを説明していただきたい。</p> <p>(吉田委員) 対象事業の洗い出しをこちらからいただき、2、3課から問い合わせをするかたちで行って、回答を出していただいた所管である。</p> <p>(飯島委員) 根本の問題を分かっているような気がする。何をこちらは期待して、このプランに入れたのか。</p>
--	--

(事務局)

事業概要が29年度の年次報告等の事業目的・概要の部分にあるが、5年前、3次計画を立てたときの事業の当初お願いしたときの回答になる。そこではDV防止の被害者の自立支援の中の教育計画を推進というところに入っている。学校教育における人権推進というところにカテゴリーで入って、分かれている状況である。内容を見ると、DVを未然に防ぐために学校等において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育・研修等を促進するとなっている。

(田代会長)

通常であれば、男女共同参画課が所管課となると思う。それがここは生涯学習振興課と人権教育推進室と高等看護学院となっている。高等看護学院が所管課となっている理由はどのような理由かという質問に答えてもらえると、分かりやすいと思う。

(中山委員)

組織図が教育委員会傘下なら違和感はないのではないのか。

(飯島委員)

さいたま市立の看護学校がいくつあるのか。複数あるのか。

(神田委員)

組織図のことであるが、先ほどの人権教育推進室は教育委員会の所管である。高等看護学院は、保健福祉局で看護師の育成をするための学校である。教育機関の1つとして、男女共同参画の視点からどのようなものを回答するのかを所管に任せている部分がある。確かに1行だけの回答では何を評価したらよいのか、難しいところもある。男女共同参画の推進の中の事業として、これを単独で入れるのは少し厳しいという印象はある。所管としてはそのような意識を持っている。回答の仕方や事業の目的等の説明をもう少し詳しく行うべきであったと思う。

(飯島委員)

「性別に捉われることのない看護教育については母性看護学や実際の患者の方と触れ合う実習、特に出産時における実習につ

いても、各病院の協力を得ながら、性別を問わず行っております。男女混合のグループを基本とし、看護師は患者の方の性別を問わず処置等を行っているため、性別による格差等を意識した看護教育は、現在のところ行っておりません。」と書かれている。セクシュアル・ハラスメント等は学生が教職員から、もしくは患者から受ける性別に関わる問題であると思う。

(田代会長)

男性の看護師は急激に増えている。その中では男女で看護を学ぶということになっている。もっと言えば、セクシュアル・マイノリティの学生等も出てきている。

女性職だったところに男性が参入してきているということが背景にあって、性別に捉われることのない、ということを行っているのではないかと理解している。

(飯島委員)

女性だったところに男性が入ることについて、教育は必要であると思う。偏りがあったからこそ、配慮が必要であると思う。

(田代会長)

現実には、例えば力仕事の必要な整形外科に男性が多く配置されるなどの偏りがある。そのようなことを踏まえての視点や配慮が必要なのではないかという質問はされてもよいと思う。患者の立場でも、男性患者は男性看護師より女性看護師の方がよい等、複雑である。

(飯島委員)

その場合の患者からのセクシュアル・ハラスメントの現実、現状を教える等か。

(田代会長)

そのようなことは行っているか分からないが、そういったことを訊くのはよいと思う。

(飯島委員)

そのあたりまで質問しても構わないのであれば、性別に全く捉われない看護教育ではない方がよいのではないかと思い、ヒアリングできればと思った。

(田代会長)

DV防止のところに入っているのでハラスメントと関わって質問されてもよいと思う。

(飯島委員)

後は先ほどの学校人権教育研修会は特に学校教育の現場で研修会等を教職員に対して、行っているという内容だと思うが、いかがか。

(鈴木委員)

169番である。確に対策の講座ということで、労働政策課が資格の学校の民間事業者が入札して、この講座を行ったと思う。34名の参加者ということなので、具体的に今後、どのように参加者を多くするのか、労働政策課に答えていただきたい。今後、どのようにして人数を増やすのか、具体的な方法を訊きたい。

(田代会長)

先ほどの175番で確認したい点がある。人権教育推進室と教育委員会等の関係は複雑であり、そのような状況の中で回答したのだと思うが、「正しく理解させています」というのが誰にどのように正しく理解させているのかを訊きたい。

また、女性に関わる人権課題は「人権教育啓発に関する基本計画」の中で挙げられている課題の第1に女性に関することが挙げられていると思うが、13番目のその他の課題として、セクシュアル・マイノリティについても挙げている。性の多様性はジェンダー平等の問題である。文部科学省からの通知もあるので、そのあたりの取組みについても訊きたい。

(中山委員)

176番、3ページ、若年層における未然防止啓発の推進についてである。こちらの私が質問し、非常に丁寧な回答をいただいた

が、根本的なところで少し教えていただきたいと思うところがある。回答の中ほどに、「男女の心と身体の違い等を正しく理解すること、お互いの価値観や考え方の違いを実感することにより、お互いに認め合えるようにすることを学びます。」とある。中学1年の保健体育の事業で行っているということである。このような背景にある思想は、両性の差というもので括ることができない。これは個人の差である。中学校1年に対し、お互いの価値観や考え方の違い、これは性別による違いがあるという前提で取り組まれていると書かれている。セックスによるジェンダーの決定論を疑うところから私は自分でこのような協議会に応募し、議論しようと思っているところがあるので、ここは是非、説明いただきたい。

(田代会長)

そのような質問を是非、していただきたいと思うが、学習指導要領にこのような文言が書かれている。それに則って、このような答えをしてくれている。

(鈴木委員)

170 番のセクハラのところの第3段落目、「人事の手引き」を読んだかの確認はしているか、ということで回答としては、「読んだかどうかの確認までは行っていません、ただ配っただけです」ということである。e-ラーニング等テストを行い、それに合格しない限りは係長試験の受験資格はなくす等、そのくらいのことをしなければ、周知できないのではないか。そのアイデアは人事課にお聞きしたいと思う。今後、そのような取り組みがあるのかどうかを教えていただきたいと思う。

(田代会長)

171 の学校現場等における防止体制の中の2つ目の質問について、いい質問をしていただいたなと思う。「スクール・セクシュアル・ハラスメントに関わるような教職員からの児童・生徒に対するハラスメントについては対象になっていますか」となっているところで、「教職員からの児童・生徒に対するハラスメントについては対象となっています」とある。犯罪についての対応については書かれているが、ハラスメントについての対応について

<p>②第4次さいたま市男女共同参画基本計画の策定について</p>	<p>はどうしているのかを訊きたいと思った。</p> <p>一旦、ここで区切ることにする。更に質問したいことがあれば、事務局へメール等で連絡いただきたい。改めて、質問項目をまとめて皆さんに提案し、ヒアリングに参加していただくようにしていきたいと思う。</p> <p>(事務局)</p> <p>協議事項②「第4次さいたま市男女共同参画基本計画の策定について」 説明</p> <p>答申書作成過程で提言書には盛り込めなかったが、次期計画に盛り込むべき点について、ご意見をいただきたい。</p> <p>(田代会長)</p> <p>スケジュール等も見ながら、ご意見等をいろいろといただきたいと思うが、いかがか。</p> <p>(宮嶋委員)</p> <p>この基本計画、手元にある第3次のもので事業が今、231くらいある。また新規で20、30増えると250になる。事業が多くあることは素晴らしいことかもしれないが、管理が大変かということもある。同じようなカテゴリーのものを一緒にする等、項目をトレースしていったらどうか。他の自治体の計画もいくつか見ていると100から150くらいである。同種の項目をまとめるなど、もう1回見直しすることが必要かと思う。</p> <p>(田代会長)</p> <p>項目数を絞ったらよいか、本委員会で提言書も置いていただいている。この中の計画の体系や目標が新たに示されたので、これに沿って、第4次計画が作られる。</p> <p>提言書には施策の方向が書いているが、ここに反映できなかった具体的課題などがあれば、ご意見をいただきたい。</p> <p>(宮嶋委員)</p> <p>個別の希望を言わせていただいてもよければ、第3次現行プランの47ページの44番、女性職員管理職への登用・促進ということで数値目標もある。ただ、管理職試験を受けて、偉くなれとプ</p>
-----------------------------------	--

ッシュするだけではなく、管理職になりたくない、それなりの理由があると思う。管理職になると、組合の保護が薄くなる、議会対応でワーク・ライフ・バランスと言っていないところも出てくると思う。ただ、女性にどんどん管理職になれと言うだけではなく、ワーク・ライフ・バランス、管理職になっても家事を分担し合えるような、そのような内容も織り込んでいただきたいということが希望である。

(南委員)

女性が出産後に会社に戻れない理由は、子どもが預けられないというよりも子どもが病気のとくに帰らざるを得ない、男性が協力してくれるようになってきてはいるものの、現状は難しいところがあり、職を離れる女性が非常に多い。特に若い女性は、同年代の男性と結婚することが多く、会社的に急に休むことができず、女性にしわ寄せが来る。会社側としても子どもが産まれたばかりの女性だけを優遇することは難しいのが現状である。女性が働き続けるための取組みとしては、子どもの具合が悪くなったときの病児保育の充実が重要であると思う。知り合いが出産し、会社に復帰する際、子どもの具合が悪いときはどうするのかを尋ねたところ、東浦和に病児保育があるので問い合わせをしたが、「当日に空きがあれば入れます」と言われたようである。当日に空きがなかった場合、どのように会社に来ればよいのかということが彼女の個人的な問題でもあり、また、それが出産を終えた後の女性が会社に戻れない理由の1つにもなっている。そこをどうしたらよいのかを考えていきたいと思っている。

(田代会長)

新しい、第4次の目標5にあたるころだと思う。今のような具体的な話をしていただけるとは非常によいと思う。

(鈴木委員)

仕事と家庭生活のところで今、不妊治療の問題が多くある。確か、約20人に1人はそのような不妊治療の子ども、5.5組に1組は不妊治療を行っている、受ける予定だというデータがある。不妊治療をそのような仕事と家庭生活のところに仕事と不妊治療の両立ができるような取り組み、そのようなところも入れてい

ただければと思う。病気の治療のところも一環としてあると思う。

(田代会長)

仕事と生活の調和のことか。

(中山委員)

第3次の冊子に関する内容に言及させていただきたい。

69 ページの参考、「極めて少ない女性自治会長」というところである。この書き出しはデータの疑いがある。女性の参加の方が多い自治会の中には20 くらいの参加という記載がある。これで本当に女性の方が多いのか。私は、自治会の副会長をしている。私共の自治会は男性が盛んに参加しているので、どのようなデータで女性が多いと言えるのかが疑問である。これはコラムであるが、最終的には女性自治会長が少ない、つまり、女性が大勢出ているのに会長になると男性が多いという問題提起されており、非常に重要な点だと思う。このような問題提起をすることについて、自治会を行政が俎上に載せて、論じる場合に適切なのかを考えていただきたい。これは歴史的なことになるが、いわゆる現行組織が戦中、また戦前に果たした機能行政の下請けであり、またその政策を鼓吹するものであったということで、戦後、自治会・町内会というものは禁止された経緯がある。そのような行政の主観的なところから脱却しようということで新たな自治会が発足している。自治会の人事に関して、行政側があまりよろしくないという取り上げ方が妥当かどうかということを考えていただきたいと思った。これは検討課題としていただければと思う。

もう1点は、145 ページの用語解説である。このカ行の機能不全家族という言葉がこの冊子の中に登場しているが、ここも少し考えていただきたい。様々なところで使われているのかもしれないが、この機能不全家族という言葉の使い方と内容について、若干再考の余地があるのではないかとこのところで2点、提起させていただいた。

(飯島委員)

今の自治会長の話で中山委員のおっしゃられることも分かる。例えば企業の取り組みが進んでも地域がなかなかPTA会長や

自治会長に女性の長が非常に少ないが、そこがなかなか進まない。自治体もそこは触れないところである。住民の自治に任せるといことで大きな取り組みができない現状がある中でわずかな自治体取り組みをしている状況である。そこは自治体取り組みしないという背景も分かるが、一方で男女共同参画の視点から言うと、やはり震災や非常事態の時に、地域の長に多様な人がいないところで物事が決められることや避難所で男性自治会長ばかりが避難所を仕切るということできざまな大きな課題が見えてきて、女性や弱者が非常に困難な状況、震災の時に、更に非常に困難な状況に陥ってしまうということがある。やはりここに自治体取り組みを非常に強化していく必要があると思っている。あまり強制はできないものの、いろいろな知恵を絞って、ここに盛り込んで、取り組みを行っていかねばいけないと思っている。

(中山委員)

おっしゃる通りであるが、このような場で自治会には女性が少ないからと俎上に載せることにもう少し慎重であってよいのではないかと思う。一定のよいと思われること、それは時代で決まってくる。よいと思われることを行政側が国民に市民に申していく、それに従って、運営しなさい、した方がよろしいですよという考え方には慎重になってよいのではないかということである。今、おっしゃられたようなことについて、私、内容は全くの賛成である。賛成であるが、自治会は行政とのパイプ等もあるのでそのような場で話し合っていく方が正論ではないかと思った次第である。

(田代会長)

ただ、上からの強制にならないために私たちがここに市民委員としていて、このプランをつくるということをしている。これが上からの法律や法的な何かというものではなく、指針として、出していくものである。

さいたま市の男女共同参画やまちづくりというところでどのような課題があるのかということを考えていけばよいと思う。

(中山委員)

取り上げるべきところは多くあると思う。今、議員の数とか候補者のクォーター制とか問題になっている。その前になぜここに自治会長のことが突如出てくるのかがよく分からない。

(田代会長)

しかし、飯島委員がおっしゃったようなまちづくりという点で自治会の状況の男女の偏りはあると思っている。

(中山委員)

それは自治会の内部で是正していくべきことである。自治会がどうあるべきかは自治会の内部で決めるべきことであると思っている。

(田代会長)

当然、内部で決めるものである。だからといってプランに入れないということにはならない。自治会の構成員も男女共同参画社会づくりを主体的に担う市民である。

(吉田委員)

これまでも今期の協議会で活発に議論をさせていただいたが、あらゆる行政行為は権力の行使であるという点について、私たちも肝に銘じていかなければならないと考えている。それと同時に行政はあらゆることをやるべきだ、という考え方も私は政治研究に関わる者として持っている。行政の自立性もある。それと同時にあらゆる話し合い、行政委員会をはじめとして、外部の声も取り入れるような施策をつくっている。さらに様々なかたちで民主的特性を受けている。その上でいろいろなルートから出てきた施策ということになれば、反対する場合もあるが、できることであれば、行った方がよいと考えている。地域の自治会の施策であっても所管課のコミュニティ施策をはじめとして、その時代の社会的施策として行っていくべきことをやっていく、議論も行っていくべきだろうと思っている。そのあたりからも所管課からは申し上げるべきことはあろうかと思う。民間の組織を考えて、あらゆる民間の部門に対して、行政は施策等を提案、指示、実行をしていく。そのあたりが所管課や自治会の施策を実施していく立場に

あるかと思っている。もちろん一方であらゆる民間の組織では、行政の施策に対していろいろ議論していくべきだと思っている。

(田代会長)

大切な議論であると思う。

(中山委員)

ここは自治会の所管課ではないということである。もう1点、自治という言葉の意味を戦前からの歴史を振り返って、しっかりと考えていただきたい。

(鈴木委員)

第3次プランの38ページのところの質問になる。男女共同参画の視点の広報出版のところでは他の市役所や県ではガイドラインを策定しているが、さいたま市にはあるのか。

(事務局)

男女共同参画の視点からの広報の手引きを当課で作成し、ライブラリーに掲載し、周知している。

(鈴木委員)

了解した。

(田代会長)

他にあるか。なければ、今回の意見を踏まえて素案をつくることになる。

(事務局)

今、いただいたご意見等をふまえ、次の次期施策に位置づけた段階でまた素案を作成し、ご意見等をいただきたいと思う。その際はよろしくお願ひしたい。

(吉田委員)

施策の数の件であるが、対象事業を決定する際に参考にしていただければと思う。無理に減らす必要はないと思う。

<p>(2) 報告事項</p> <p>①平成29年度の事業実績について</p> <p>・審議会等委員への女性の登用促進状況及び市民公募の実施状況について</p>	<p>(田代会長)</p> <p>今、行っている外部評価の結果等もふまえながら、継続しなければいけない目標や規定されたものもあるかと思う。</p> <p>他にいかがか。よろしいか。</p> <p>これで協議事項は終了させていただくことにする。</p> <p>(事務局)</p> <p>協議事項①「平成29年度の事業実績について」</p> <p>・審議会等委員への女性の登用促進状況及び市民公募の実施状況について 報告</p> <p>(田代会長)</p> <p>質問や意見があれば、お願いしたい。</p> <p>(鈴木委員)</p> <p>審議会等の市民が応募するときの条件として、委員会を2つ以上務めている方はいけないという縛りがある。そのような縛りをなくせば、女性も務めてみたいという方が増えるのではないかと思う。縛りを付けているのは何らかの理由があるのかもしれないが、なぜ縛りを付けているのかと思った。</p> <p>(事務局)</p> <p>それは、総務課の要綱で決まっている。広く市民の方の意見を取り入れるという視点から偏りがないようなかたちで設定されたものだと思う。</p> <p>(鈴木委員)</p> <p>応募するときには同時期に委員の募集がかかる。こちらも参加したいが3つ目になるからだめだという、合否が分からない時点で両方は受けられないということもある。その縛りをなくしてほしい。</p> <p>(田代会長)</p> <p>1つの方法として、提案されているので、もし可能であるなら、検討いただければと思う。</p>
--	--

	<p>(事務局) そのようなご意見があったということでご報告させていただきたい。</p> <p>(森田委員) 私の団体では、前にいつも広く人材を募っても偏ってしまう。</p> <p>(鈴木委員) 市民の場合には別にそうはならないのでは。</p> <p>(森田委員) 広く意見を求めているという観点からすれば、同じ人がいろいろな審議会に出ていることはよくない。</p> <p>(田代会長) 女性の登用はどうか。</p> <p>(鈴木委員) 縛りがあるのはどうなのかと思う。縛りをなくして、選考段階で、経歴書を送るときにどのような委員に就いていると書く。その際、選考の方たちがこれと被っているから違う人にしよう等、応募の段階でその縛りを付けることはどうなのかという一意見である。</p> <p>(宇田委員) もし1次選考が通って、次の2次選考に進んだときに別の審議会をしているのならばだめですと言われたら、最初に言ってくればよかったのとなる。</p> <p>(鈴木委員) 書類選考の段階で決めればよいのではないか。大体、書類選考、面接に行く人は採用待ちの状態であると思う。</p> <p>(田代会長) その専門分野に女性がいないから結果的に仕方がない等ということは必ず出てくる。それを乗り越える道を模索する必要がある。</p>
--	--

<p>・平成 29 年度男女共同参画推進センター事業概要について</p>	<p>る。その分野には女性がいないという問題ではなく、そもそも専門性とは何かと問い直す等、見方を変えることも必要である。</p> <p>他にご質問等はないか。</p> <p>(宮嶋委員)</p> <p>私は逆で、目標達成率にこだわるのはどうかと思う。例えば 29 年度は下がっている。目標達成率を上げたければ、この男女共同参画協議会の市民公募委員全員を女性にすればよかったと思うが、単に女性の比率を上げればよいという話ではないと思う。目標値まで上げないといけないということがあると思うが、ただ数値を達成するだけでは意味がないと思った。</p> <p>(田代会長)</p> <p>ただ集団の中で女性が何%いるとその集団がどのように変わるかという研究もされている。実質的に%を上げることの重要性は確認されてきているのかと思うが、女性が多ければよいというものではない。</p> <p>他に何かあればお願いしたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>・平成 29 年度男女共同参画推進センター事業概要について 報告</p> <p>(事務局)</p> <p>・事業概要について 報告</p> <p>(鈴木委員)</p> <p>41 ページの市民の企画講座のところであるが、これを見て、自分もチャレンジしたいと思ったが、5 人以上の組織の団体ではないといけないと書かれていたと思う。個人でも参加できるように何とか検討していただければという一意見である。例えば、ヌエック(国立女性教育会館)は個人でも参加可能である。しかし、さいたま市は縛りがあるので、なぜそのような縛りがあるのかということでお訊きしたいと思う。</p> <p>(事務局)</p> <p>今、5 月末までに市民企画講座の募集をかけている。団体の人</p>
--------------------------------------	--

数制限はしていない。個人で申し込みも可能な方向へのことであるが、まずは団体を育成するという観点で団体を対象としている。団体の育成という観点から、団体の募集の方がいれば、団体を優先したいと思う。個人での申し込みは難しいと理解をしている。

(田代会長)

以前、市民活動推進委員会の委員をしていたが、グループ、団体を育成する目標があったのではないかと思う。このような市民企画講座のようなものは登録団体になってもらったりするのではなかったか。

(事務局)

必須ではない。行っていただいた方には登録団体になってほしいという思いはあるが、それは条件ではない。

(鈴木委員)

国立女性教育会館は個人でも可能である。そこが可能ならば、さいたま市も可能でよいのではないかと思ったが、他の市もほとんどが団体なので難しいのかと思った。

(田代会長)

元々の趣旨がそのようなところにあるのか。検討の余地があるのかもしれない。

(鈴木委員)

応募するチャンスを与えてもよいのではないかと思った。少数意見で講座が受けたいという方もいると思う。少数意見も反映するという事でチャレンジだけさせていただければと思う。

(事務局)

そのような意見があったということは何うが、現実的には団体の育成を目的としているので、早急に変えることは難しいと思う。

(吉田委員)

相談業務について、以前センターでされていた業務は全て、新しい子ども家庭総合センターに移ったということか。

(事務局)

2月末からこちらの方に移っている。

(吉田委員)

場所と組織が動いて、よかった部分、あるいは問題が出てくることあるかと思う。事例は収集しておいていただければと思う。なぜかと言うと、子ども、家庭、地域に関係することであれば、市民の皆さんも来やすいと思う。市民の方、例えば経済、医療、法律の相談はこちらになると思う。その場合、このセンターに行こうとすぐに思い付けるのか、前はこちらに来ていた方がなくなってしまったと思う方もいると思う。経済と法律、医療については、相談件数が多いようである。医療については保健センターになるかもしれない。経済、法律の部分はあちらで上手にいけばよいが、いろいろな相談件数が不自然に下がってしまったということがもしあれば、今後見直しが必要かと思う。場所が動いたところで、状況の変化を気にしながら取り組んでいただければと思う。

(飯島委員)

私も吉田委員と同じ点がどうなのかと思ったところがある。男女共同参画センターで相談機能を男女共同参画の事業に活かすということが1つ、男女共同参画センターにいろいろな機能があることの利点の1つだと思っている。女性のさまざまな困難な状況にある女性たちがどのような悩みを持っていて、それをセンター事業で支援することが非常に重要だと思っている。同じ場所にあることの意義があると思う。相談の内容について、センターの職員の方と共有した内容について、相談室だけで把握する数くらいしかわからないのか等、そのあたりはどうなのかなと思った。相談事業をセンター事業に活かすということに何か利用されていたのか、離れてしまうことで全く切り離されてしまうのかという部分について、お聞きしたいと思った。

<p>②平成 30 年度の事業概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度男女共同参画課の事業と予算について <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」について 	<p>(事務局)</p> <p>相談自体は「あいぱれっと」の方で行っているが、必要に応じて、センターの方と情報共有を必ず行うようにしている。</p> <p>(飯島委員)</p> <p>定期的に関与はしているのか。相談事業と相談内容についても共有のための会議は定期的に行っているのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>今のところ、申し訳ないが、定期に相談の内容について等、会議等は行っていない。今後、そのようなことを必ず情報が片方だけということがないよう進めていかなければと思っている。</p> <p>(田代会長)</p> <p>他にはいかがか。なければ、事務局より報告をお願いしたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>②平成 30 年度の事業概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度男女共同参画課の事業と予算について 報告 <p>(中山委員)</p> <p>女・男（ひと・ひと）プラザの閉館について市報で知り、心配していた。予算概要を見ると、増額となっている。さいたま市の男女共同参画に関する行政のあり方としては同様に力を入れて、取り組んでいただくという理解でよろしいか。</p> <p>(事務局)</p> <p>もっと力を入れるのであれば、予算をさらに増額するという話になると思うが、今年度縮小した事業はない。今後、第 4 次プランを策定し、予算を執行していくので、前向きに事業を行っていくとご理解いただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>協議事項③「その他について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」について 説明
--	---

<p>5 閉会</p>	<p>(田代会長) 何かご質問等があればお願いしたい。</p> <p>(鈴木委員) 写真展のところで抽選で10名様に図書カードを進呈と書かれているが、写真が掲載された人でなくても対象となるか。</p> <p>(事務局) 応募いただいた写真については全て展示させていただく。賞等は決めないが、図書カードは抽選で決める。</p> <p>(田代会長) 他にはいかがか。ないようなので、以上で全ての議題を終了する。事務局へお返すする。</p> <p>(事務局) 次回の協議会の開催について 説明 7月12日(木) 15:30から エコ計画ビル3F 西会議室 開催予定 これをもって協議会を閉会とする。</p>
-------------	--